

「日中一時支援事業」重要事項説明書

当事業所は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の指定を受けています。
(千葉県指定 第 1215200229 号)

この重要事項説明書は、就労継続支援 A 型事業所栗源協働支援センターと、日中一時支援事業について利用契約の締結を希望される方に対して、関係省令に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福祉楽団
- (2) 法人所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 12 階
- (3) 電話番号 043-307-2828
- (4) 代表者氏名 理事長 飯田大輔
- (5) 設立年月 2001 年 12 月 7 日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定就労継続支援 (A 型) 事業所
2012 年 9 月 1 日指定 千葉県 1215200229 号
- (2) 施設の名称 就労継続支援 A 型事業所 栗源協働支援センター
- (3) 施設の所在地 千葉県香取市沢 2459 番 1
- (4) 電話番号 0478-70-5234
- (5) 事業所長 山根 正敬
(管理者)
- (6) 開設年月 2012 年 9 月 1 日
- (7) 提供する事業 日中一時支援事業
- (8) 利用定員 5 名

3 サービス提供者の義務

栗源協働支援センターでは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の地域や家庭との結びつきを重視し、市町村のほか、障害福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ③ ご契約者に対する日中一時支援サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者の健康の状態に注意するとともに、体調・健康状態からみて必要な場合には、家族や医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
- ⑤ ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
その場合、ご契約者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等について説明し、文書でその同意を得ます。
- ⑥ ご契約者の人権の擁護、ご契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
 - (5) 必要な利用者に対しての成年後見制度の利用支援
 - (6) 苦情解決制度の周知
- ⑦ 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

4 営業日と営業時間

営業日	年中無休 (ただし、12月29日～1月3日を除きます)
営業時間	8:45 ～ 17:00

5 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄骨造 2 階建て
	延べ床面積	944.61 m ²
敷 地 面 積		6,896 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積、その他
訓練・作業室① (工場)	1	318.72 m ²
訓練・作業室② (しゃぶしゃぶレストラン・厨房)	1	125.63 m ²
訓練・作業室③ (スチームハンバーグレストラン・厨房)	1	123.15 m ²
相談室	1	6.62 m ²
休憩室 (多目的室)	1	27.04 m ²
更衣室 (洗面所)	2(男女別)	16.29 m ²
便所	2(男女別)	9.80 m ²
多目的便所	1	5.35 m ²

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定就労継続支援 A 型施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

6 職員の配置状況

栗源協働支援センターでは、ご契約者に対して日中一時支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職 種	常勤職員
1	管理者	1 名
2	サービス管理責任者	1 名以上
3	職業指導員	3 名以上
4	生活支援員	1 名以上
5	事務員	1 名
6	調理員	1 名以上

7 提供するサービスの概要

(1) 日中一時支援給付費の対象となるサービス

サービスの種類	サービスの内容
相談および援助	ご契約者およびその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
日中活動支援	ご契約者の状態に応じた日中活動を提供します。 ①工場内での作業 ・精肉のスライス、パッケージ作業 ・ハム・ソーセージ・ベーコンの製造、パッケージ作業 ・機械設備の洗浄作業 ②レストラン、厨房での作業 ・調理補助および食器洗浄、配膳、下膳作業 ③施設内外の維持管理、清掃作業 ④当法人が設置する社会福祉施設における維持管理、清掃作業 ⑤近隣事業所、農家等からの受託作業
健康管理	①必要に応じて投薬その他必要な管理、記録を行います。 ②日常的に利用者の心身の状況を適切に把握し、必要に応じて通院等の支援を行います。また、緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。

(2) 日中一時支援給付費の対象外のサービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事を提供します。 昼食…11:30～12:30	1食 350円
日中活動支援等で必要となる諸経費	日中活動支援等を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	ご契約者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに関わる費用をいただきます。	実費
近隣駅からの送迎	近隣駅からの送迎を実施します。	無料
複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき 10円

8 サービス利用と料金の支払い

(1) 利用料金（市区町村が定める料金体系を参照）

各市区町村による給付対象額の 10 分の 1 に相当する額となります。ただし、厚生労働大臣が定める軽減措置等の適用がある場合は、その適用後の額となります。また、上記「7. 提供するサービスの概要(2) 日中一時支援給付費対象外サービス」の項目が発生した場合、その料金は 1 ヶ月毎に計算し、お支払いいただきます。

(2) サービスの取り消し（キャンセル）について

サービス利用の取り消しおよび、食事のキャンセルをする場合は前日の 17 時までに当事業所に申し出てください。当日の 9 時以降のお申し出の場合、食事代（実費相当額）700 円を徴収させていただきます。

※なお、体調不良等やむを得ない理由による取り消し（キャンセル）の場合は、取消料はいただきません。

(3) 料金のお支払方法

上記「7. 提供するサービスの概要(2) 訓練等給付費対象外サービス」および「8. サービス利用料金 (1) の利用者負担額」の料金・費用は 1 ヶ月毎に計算し、ご請求致しますので、指定された日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア 下記指定口座への振り込み

三井住友銀行 千葉支店 普通 8637861

シャカイフクシホウジンフクシガクダン リジチョウ イイダダイスケ
社会福祉法人福祉楽団 理事長 飯田大輔

イ 窓口での現金によるお支払い

10 ご契約者の記録および情報の管理

ご契約者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。事業者は法令に基づいて利用者の記録および情報を適切に管理し、ご契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録および情報についてはサービスを提供した日から 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる時間は平日の 9 時～17 時までです。

11 緊急時の対応

ご契約者に病状等への急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、家族等ご契約者が予め指定する連絡先に速やかに連絡します。

12 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、市区町村およびご契約者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況および事故に際してとった処置について記録します。また、事業者の責に帰すべき事由による事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 非常災害時の対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、通報、救出その他必要な訓練を行います。

14 損害賠償について（契約書第 11 条参照）

栗源協働支援センターにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

15 要望・苦情および虐待防止に関する相談窓口

- (1) 就労継続支援 A 型事業所栗源協働支援センターにおける苦情の受付
苦情や相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

【受付担当者】 濱地 紀尚

【解決責任者】 山根 正敬

受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：45～17：00

電話番号 0478-70-5234

○投書による受付

郵送先 千葉県香取市沢 2459 番 1

○電子メールによる受付

info@gakudan.org

- (2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決に関する規程」に従い原因と解決方策を検討します。苦情解

決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するために、「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を図ります。また、苦情申し出人が、栗源協働支援センターに苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。

「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

香取市 福祉健康部 社会福祉課 障がい者支援班	所在地 千葉県香取市佐原口 2127 番地 電話番号 0478-50-1252
成田市 福祉部 障がい者福祉課	所在地 千葉県成田市花崎町 760 番地 電話番号 0476-20-1539
多古町保健福祉センター 保健福祉課健康福祉係	所在地 千葉県香取郡多古町多古 2848 番地 電話番号 0479-76-3185
東庄町 健康福祉課 福祉係 (保健福祉総合センター内)	所在地 千葉県香取郡東庄町石出 2692 番地 4 電話番号 0478-80-3300
神崎町 保健福祉課 福祉係	所在地 千葉県香取郡神崎町神崎本宿 163 番地 電話番号 0478-72-1603
旭市 社会福祉課 障害福祉班	所在地 千葉県旭市二の 2132 電話番号 0479-62-5351
匝瑳市 福祉課 障害福祉班	所在地 千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2 電話番号 0479-73-0096
銚子市 障害福祉課 障害支援室	所在地 千葉県銚子市若宮町 1 番地 1 電話番号 0479-24-8968
千葉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4 番 5 号 千葉県社会福祉センター 電話番号 043-246-0294 F A X 043-246-0298

16 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人三省会 本多病院
診療科目	内科 精神科 外科 整形外科 呼吸器科
所在地	〒289-0312 千葉県香取市本郷 772
電話番号	0478-83-0245

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、日中一時支援サービス提供開始に同意しました。

説明者

就労継続支援 A 型事業所 栗源協働支援センター

職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、日中一時支援サービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

署 代 理 人 住 所

氏 名 印

契約者との続柄 ()